

## 募集要項の追加説明について（平成 24 年 12 月 19 日）

募集要項に記載されている、P. 5Ⅲ. 2. (1) 「一応募者につき提案は一つとします。」及び P. 5Ⅲ. 2. (2)⑦「重複して参加表明書を提出したもの」について追加説明いたします。

- ・ 重複して参加表明書等を提出することが出来ないという応募の制限については、応募者に適用されるものであり、協力事務所にまで適用されるものではありません。
- ・ 参加表明書を提出した者が、他の応募者の協力事務所となることは出来ません。